#### 総合都市研究 第4号 1978

# 新市街地形成の計画化に関する手法について

# 石田 頼房\*

# 1 最近の新市街地形成の実態と問題点

1968年都市計画法および1970年建築基準法の成立によ って、日本の都市計画制度は従来に比較してかなり高い 水準に到達したと考えられている。その1968年都市計画 法制定の主要なねらいの一つが、新市街地形成の計画化 であることは良く知られている。1968年都市計画法は、 宅地審議会第六次答申(以下,宅審六次答申)を受けて 制定されたものであり、この答申は「都市における土地 利用の合理化を図るための対策に関する答申」と題する もので、都市の周辺部における、いわゆるスプロール現 象(バラ建ちのような単発的開発が、開発に適しない地 域でおこなわれる現象)の規制を主たる課題としたもの であった。これをうけて制度化された新市街地形成の計 画化手法は、1968年都市計画法における都市計画区域の 市街化区域・市街 化調整区域 への 区域区分と 開発許可 制,1970年建築基準法による用途地域制の細分純粋化と 容積率規制の全面的適用などである。

さて,この様な制度改正によって,その後の新市街地 形成は計画化が図られ,水準の向上が達成されたであろ うか,残念ながらそのような状況は必ずしもつくり出さ れてはいない。

市街化区域における新市街地形成が依然としてスプロール状に、しかも極めて低い質でおこなわれていることに関しての調査報告は多いが(本号におさめられた町田市における調査もその一つである)、ここではまずマクロな資料からスプロール化の現状を見よう。三大都市圏の人口集中地区面積は1975年には1965年当時の1.84倍へと急激に拡大した。しかし、その平均人口密度は1965年の122人/haから、1975年の92人/haへと低下した(建設省都市局資料による)。この間の三大都市圏における人口増加は約987万人であったが、人口増加は1965年時点で形成されていた人口集中地区内に多く残されていた未建築地のビルトアップにはあまり向かわずに、新しい人口集中地区(それは多くの未建築地を含み既成市街地というより既スプロール地域と呼ぶべきであろう)の形成に寄与する結果となったといえよう。1975年現在の三大都市

圏の市街化区域面積は 61.6 万ha, その内人口集中地区 (既成市街地) 面積は41.3万ha (67.1%), 未市街地化 区域面積は20.3万ha (32.9%) であるが, 未市街地化区域 (D. I. D外市街化区域) の人口密度が, 既に (非可住地を含むにもかかわらず) 19.7人/ha まで高まっていることは注目に値する。このことは宅地化が, 市街化区域全域に薄く広く進行していることを示しており三大都市圏では遠からず市街化区域の非可住地を除くほとんど全域が人口集中地区になることが予想される。さらに, 市街化調整区域においても,「滲み出し」的な宅地化が進んでいることも報告されている(地域社会計画センター, 1978; 池田孝之, 1978 a)。

このように市街化区域において、市街地化が薄く広く 進行しているのに対して市街地整備の進捗状況は著るし く立遅れている。全国の市街化区域等の区域 153 万haの うち、土地区画整理事業等の面開発事業および 5 ha以上 の民間開発行為等により整備がおこなわれた区域は人口 集中地区 (既成市街地) の約30%に当る25万haおよび人 口集中地区外(未市街化地)の11%に当る8万haにすぎ ない(建設省都市局資料による)。新市街地形成におけ る基盤整備手法として主要なものと考えられる土地区画 整理事業に関してみれば、三大都市圏の用途地域面積に 対して事業施行中・施行済の面積で17.7%, 計画決定ま で含めても30.4%にすぎない(都市計画設計研究所, 1978:80)。また, 開発許可を受けて開発さ れた 市街地 面積は、三大都市圏の1970~1975年の実積で1.14万ha程 度で、1975年の人口集中地区面積 41.3万haの 2.8%にす ぎない。これは、この5年間の人口集中地区の増分と比 較しても12.6%にすぎない。なお、本来は当面市街化を 抑制する地域と考えられている市街化調整区域における 開発許可面積が意外と大きく,三大都市圏で 4,000ha に 達し、市街化区域における開発許可面積と比較しても, その35%に相当する量であることは注目される。

宅審六次答申では、もともと市街化区域面積は地方公共団体等が公共施設整備に責任をおえる範囲に限定すべきだという考えをとっていた。しかし、市街化区域設定後10年をへた現状における公共施設整備の到達点は至って低い。全国の市街化区域内における公共施設整備水準

は,街路延長0.9km/kk,公園 $2.6m^2/$ 人,下水道普及率約40%といった状況にとどまっている(建設省都市局資料による)。

以上要するに、1968年都市計画法施行以後も、市街地 形成の計画化は必ずしも充分はかられているとは言えな い状況である。このような無計画な市街地形成が依然と して行なわれる背景と要因を整理すれば、次の3点にな ろう。

① 新市街地形成の計画化にかかわる計画技術的手法に不備な点がある。

即ち,1968年法で用意した計画技術手法(区域区分と 開発許可制)が宅審六次答申よりも後退した不充分なも のであったこと,新市街地形成の目標水準を具体的に空 間化する手法(地区整備計画)が欠落していること,新 市街地形成の建築・街区レベルの質的水準を担保する手 法が不充分であることなどである。 ② 新市街地形成における開発・整備費用負担の原則 が未確立であること。

即も、宅審六次答申が確立しようとした公共と民間の間における費用負担の原則があいまいにされ、新市街地形成における居住環境基盤整備に対する公共投資が低く抑えられた結果、地方自治体は宅地開発指導要綱および開発許可制の運用で開発者にこれを負担させようとした。しかし、それが主として大規模な開発行為に対しておこなわれたので、本来、新市街地形成では無くしてゆこうと考えていた「バラ建ち」的な単発的開発、個別建築行為をかえって助長することになった。

③ 住宅政策の貧困が低い水準の開発を助長した。

即ち政府の土地政策・地価抑制策の不十分さによって 市街化区域内の地価は依然として騰勢がつづいている。 一方,政府が無理な持家政策を進めているため,本来公 共賃貸住宅政策の充実によって対応すべき階層まで持家

衣!	往宅地形	成と仕も	が地の質(	、一尸建任	七地の例)
			1		

	•鎌倉市	•鎌倉市	•横浜市	•横浜市	・川 崎 市	・川 崎 市	• 東京周辺区部
	旧鎌倉地区平 均	腰越新住宅 地	美しが丘個人 住宅会	区画整理区 域 : 二開発	耕地整理地 区ミニ開発	スプロール 地区ミニ開 発	既成市街地 ミニ開発
	• 個別建設	• 全面買収宅	• 区画整理	• 区画整理			小規模更新
開発形式		造 ・大手業者宅 分建売	• 大手業者宅地 分譲	• 中小業者建 売住宅	• 中小業者建 売住宅	• 中小業者建 売住宅	•中小業者建売 住宅
住戸形式	一戸建て	同 左	同左	同 左	同 左	同 左	同 左
敷地規模	平均 327.5m² ≥500m²14.2%	平均 250㎡	平均 505㎡	平均113.9㎡ 79.4~190.3		$70m^2$	平均 53.7 m²
住戸規模	平均 109.3 m <sup>2</sup> ≥150 m <sup>2</sup> 16.1%	平均 98.6㎡	?	平均 74.8㎡ 62.4~103.1	50~	$70m^2$	約 60 m²
接続道路	< 4 m 68.2%	6 m以上	車道6 m以上 歩行者道4 m	4 m~6.5 m	4 m~	4 m $\sim$	4 m~
開発規模			24. 5ha	平均545㎡ 109~914	÷990 m²	<0. 1ha	110~1000 m² 平均 257 m²
基盤整備 道路下水道	・なし	<ul><li>開発許可基準</li><li>あり</li></ul>	<ul><li>・区画整理標準ラドバーン式</li><li>・{管渠あり</li><li>{処理場なし</li></ul>	<ul><li>区画整理標準</li><li>同左</li></ul>	・土地改良農 道max4~5 m ・な し	・なし・なし	<ul><li>・耕地整理法準 用区画整理など</li><li>・あり</li></ul>
広域環境	0	0	0	0	Δ	Δ	©
その他		• 開発許可 • 宅地開発指 導要綱	• 建築協定 • 指導要綱	• 道路位置指 定 • 宅地再分割	• 道路位置指 • 最小限画地 指導	定 50㎡等の行政	<ul><li>道路位置指定</li><li>宅地再分割</li></ul>
調査資料	鎌倉市 1	975	高見沢 1977	不動産広告 20例による	村松	1978	高見沢他 1977

取得に向かわざるをえない状況が作り出されている。このため、著るしく低い水準の住宅一居住環境に対しても大きな需要が存在し、それが止むを得ないことのように考えられ、市街地形成の水準向上の試みは、住宅問題の解決を困難にし、遅延させるものだという主張さえあらわれる。

# 新市街地形成の水準と良好な市街地形成の 概念

新市街地形成と一口にいっても現実の形態は極めて多様であり、良好な市街地形成の概念もたてにくい。

ここでは新市街地形成の水準が相当に高いもの(多くない)から極めて低いものまで幅広く存在していることを見るために、新市街地形成の最も主要な形態である一戸建持家建設(建売を含む)に限定して幾つかの実例を示してみた(表ー1)。表を見てわかる様に、まず第一に一戸建住宅建設といっても、その住宅規模、敷地規模(更にいえば敷地の水準)における甚だしい格差が存在する。敷地規模で平均500㎡に達する住宅地から、その10分の1の50㎡という狭小なものまで極めて大きな水準のひらさが存在する(最近の宅地分譲地で画地規模の大きなものの例としては、逗子市披露山の1,000㎡/戸などの例もある)。この差は単なる量的差ではない。一戸建住宅の場合200㎡を下まわる画地規模の場合、相隣環境を

良好に保つ為には、建築計画に極めて慎重な考慮を必要 とするし、100㎡を下まわれば、 相隣環境、 防災上の問 題点は建築計画によって解消され得ないというような点 からみれば質の問題である。第二は開発規模の問題であ る。都市計画法の開発許可制度では市街化区域において は 0.1haをこえる開発行為の場合に 開発許可を必要とす ると規定している (都市計画法29条同法施行令19条)。 開発許可を受けるためには、開発許可基準に合致したも のでなければならないし, 多くの場合地方自治体の宅地 開発指導要綱の適用をうける。したがって 0.1ha 以下に 開発規模をおさえる、いわゆる「ミニ(乱) 開発!(道 路位置指定等による小規模宅地開発)の形態がとられて いる場合が少くない。この様な開発形態が市街地形成に とって極めて問題の多い開発形態であることについては 多くの指摘がある (例えば沢田三郎, 1977)。 第三に間 題なのは住宅地としての基盤整備の有無である。道路位 置指定による小規模開発の 場合 でも、 その 「ミニ乱開 発」が,区画整理事業施行済地区でおこなわれた場合,耕 地整理地区でおこなわれた場合、あるいは全くのスプロ ール地区で行なわれた場合で新市街地形成上の問題は異 なって来ざるを得ない。基盤整備が行なわれた区画整理 区域では、保留地などは当初の計画密度にそった宅地規 模で市街化されるのが一般的であり、ミニ乱開発により ほとんどの区域が市街化するということはまず有り得な い。したがって住宅の質、街区環境の粗悪さという「ミ

表-2 住 宅・居 住 環 境 の 要 素

① 住 戸 の 質	<ul><li>・住戸規模,間どり,設備の量と質,構造の質</li><li>・集合型式,共用部分(普通規模の共同住宅の場合)</li></ul>
② 街 区 環 境	<ul> <li>・住宅地の純密度 建物配置</li> <li>・外部空間の質(構成,外構,緑化)</li> <li>・相隣的環境(日照,通風,採光)</li> <li>・細街路の量およびパターンと行動環境</li> <li>・局地的災害危険度(延焼危険,地盤・地質・地形に起因するもの)</li> <li>・供給処理施設サービスの状況</li> </ul>
③ 住 区 環 境	<ul> <li>・住区構成</li> <li>・住区土地利用(土地利用比率,緑被率,緑地保全 etc)</li> <li>・地域施設系(教育・福祉・文化などの住区を単位とする施設系)</li> <li>・生活道路体系(歩行者道,自転車道,局地街路,広場 etc)</li> <li>・地域的公害・災害要因(騒音,振動 etc の土地利用に起因するもの等)</li> </ul>
④ 広域居住地環境	<ul> <li>・都市供給処理施設</li> <li>・広域地域施設(総合病院、シビック・センター、高校、etc)</li> <li>・通勤・物流のための交通施設</li> <li>・広域的災害・公害要因(風水害等の気象災害、大気汚染、水質汚濁)</li> <li>・住宅立地</li> </ul>

二乱開発」の欠陥はあるにしても、市街地形成の水準は比較的高く保たれる。問題は、計画密度からの逸脱の蓄積が、区画整理で整備された住区環境、広域環境とのバランスを崩してゆくことである(石田・前田、1976;波多野、1978b)。 耕地整理の場合は一見整然とした区画を形成していても、道路等の水準が都市化に適合する水準に達しておらず問題が残る(村松、1978)。一方、逆に住宅の水準は高いが、基盤整備が欠落している場合として表一1では鎌倉市の旧鎌倉地区をあげているが、この様な地域では大きな敷地規模などで環境上教われている面が多いが、居住者の街路整備、子供の遊びの安全性、下水路等に関する不満は少くない(鎌倉市、1975)。

このように見て来ると新市街地形成の水準を住宅一居住環境系の要素(表-2)の全般にわたって高めることが目標とされなければならないが、そのためには、少くとも新しい市街地形成が達成すべき目標水準につき一般的合意が形成される必要がある。

このような目標水準を達成するため市街地形成を計画 化する手法として、次のような手法が考えられる。

第一には「計画」のない地域における市街化を抑制するとともに、地域を限って開発に対する規制手法の適切な適用をはかる手法(3章)。

第二には、市街地形成における基盤的公共施設を市街 化に先だって、あるいは少くとも市街化と同時に計画的 にかつ迅速に整備する手法(4章)。

第三には、これらの計画との調整をはかりつつ、望ま しい目標水準の街区居住環境、建築敷地、建築の質を担 保するための、より詳細で確実な計画化手法(5章)。

これらの手法に関してはいずれも従来から様々な程度の様々な手法が考えられ、実施されて来た。本論文では、一つ一つの手法につき、その日本における発展過程を概観し、改善の方向について述べるとともに、それらを総合的に適用して、新市街地形成を計画化し、望ましい目標水準を達成する方向についても検討する。

## 3 市街化抑制制度について

市街地形成の計画化をはかるためには、開発に適さない地域、あるいは公共公益施設整備の進捗状況からみて当面市街化を抑制することが望ましい地域における市街化を抑制出来ることが極めて重要である。また、個別建築行為は市街地基盤整備が充分おこなわれた地域においてのみ容認し、それ以外の地域ではこれを抑制し、開発は基盤整備をあわせておこなう計画的市街化に限定することも重要である。いわば、土地利用の転換は「計画」にそって初めて許容されるべきだと考えられる。土地所有権には、その土地の自由な利用、したがって土地利用

の自由な転換の権利が内容として当然含まれているものであろうか。 ともかく、市街地形成の計画化のため土地利用規制は、公共の福祉のために土地利用の自由な可能性を制限するということではなく、個々の土地の利用は一定の計画に従っておこなわれる時、はじめて相互の矛盾も少く、最も適切な利用が可能であるということに基づいている。このことに関する一般的合意の確立が都市計画における土地利用計画の前提であり目標でなければならない。しかし、日本ではしばしば「私権の制限」に対しては否定的見解が強く、その中でも市街化抑制の制度は都市的土地利用という点から見れば禁止的規制であるために、古くからその必要性が主張されながら制度化されなかった。

### 3-1 市街化抑制の制度の発展

日本における市街化抑制のための制度の発展については、別に詳しく報告する予定であるので(その一部、1945年までについては、石田、1978で発表した)ここではその概要を簡単に述べたい。

日本およびその植民地において、市街化抑制のための 制度がつくられたのは、1936年「満洲国」都邑計画法の 「緑地区」が最初であろう。これは、1940年朝鮮市街地 計画令の「緑地地域」、1941年、防空法の「防空空地」 などと同様に、地域地区型の制度であったといえる。こ こで地域地区型というのは,住居・商業・工業などの用 途地域と並列の地域として規定するか(朝鮮市街地計画 令の緑地地域), あるいは, これに重ねる 特別用途地区 的な規定により (防空法の防空空地), 市街化につなが る建築行為を制限する制度を さしている。 しかし、「満 洲国」の緑地区は、制度としては地域地区型であるがそ の指定方法において次第に次に述べる区域区分型に移行 していった。1942年「満洲国」都邑計画法に規定された 「緑地区域」は区域区分型の制度であった。区域区分型 とは、都市(邑)計画区域を市街化に対処する方法の相 違により幾つかの 区域に区分す る制度 をさしている。

「満洲国」都邑計画法第43条には「都邑計画区域内ノ土地ヲ市街区域ト緑地区域ノ2種ニ区分決定スルコトヲ要ス」と規定されており、1968年都市計画法の市街化区域・市街化調整区域の制度と極めて類似した内容だった。1940年関東州州計画令の「農業地域」は、同計画令が地方計画法としての性格をもっていたので、戦前における唯一の農業専用地域型の制度となった。これらの戦前の制度は植民地支配政策あるいは国防国家体制確立政策と結びつき、私権の制限を強化していったものであって、住民の計画的土地利用への意識が高まった結果ではないった。

第二次大戦後,今日に至るまでの市街化抑制の制度あるいは制度化のための論議としては,1946年特別都市計

画法(戦災都市復興)の緑地地域制,1950年建築基準法制定前後の農林業地域制案,1956年首都圏整備法の近郊地帯制度,1960年前後の市街化抑制制度設定を巡る一連の論議,1967年宅地審議会第六次答申,1968年都市計画法における市街化調整区域の制度化などが主なものとして挙げられる。最後の二つについては次項にゆずることにして,それ以前の動きにつき簡単に述べておこう。

1946年特別都市計画法第3条で制度化された「緑地地 域」は地域地区型の市街化抑制制度であり、建ペい率10 分の1以下の一戸建・二戸建住宅は容認するという規制 方法をとっていた。この様に、市街化・建築行為を直接 的に禁止することなく建ぺい率・容積率を厳しく、ある いは最小限宅地規模を大きく規定するなどの方法により 実際上建築禁止に近付けようという考え方は戦前からあ ったが、1936年「満洲国」都邑計画法の緑地区のように 延べ床面積率で100分の1という厳しいものは別として、 この緑地地域制の制限程度では低密度住居地域制とでも いうべきで、スプロール規制の制度とはいえない。しか も、充分なコンセンサスなしに実施されたこの制度は大 量の違反建築によって実質を次第に失なっていった(石 田、1958)。しかしこの制度をめぐって行なわれた幾つ かの研究(緑地々域研究会, 1956;石田, 1960;都市計 画学会, 1962) は、その後の市街化抑制制度の発展に大 きな影響をもった。1950年建築基準法制定の前後に市街 化抑制制度として区域区分型の「農林業地域」あるいは 「農林区域」を制度化しようという動きがあったが実現 には至らなかった。

1956年首都圏整備法の近郊地帯は、首都圏の「既成市街地」を囲んで、相当幅の緑地帯を設定しようとしたものであったが、関係市町村・地域住民の反対により指定には至らず、かえって無計画な市街化をまねく結果となった(石田、1968)。1960年ごろに市街地形成の計画化に関してややまとまった研究があった(石田、1960;都

市計画学会,1962)。石田(1960)は、大都市周辺地域 (都市計画区域内の既成市街地外と考えてよい)を「開 発区域」「当面市街化抑制地域」「非市街化区域」の三種 (既成市街地を含めれば都市計画区域を四種)に区域区 分することを提起している。それまでの区域区分の考え 方の多くが、市街区域と緑地区域などの様に2種区分で あったのに対し4種区分とし、「当面市街化抑制地域」 という後に述べる宅審第六次答申の「市街化調整地域」 に相当する概念の必要性を特に強調している。

# 3-2 1968年都市計画法の区域区分の問題点と宅地審議 会第六次答申

1968年都市計画法で、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域の2種に区分する区域区分の制度が確立された。市街化調整区域は都市計画法7条3項に「市街化調整区域は,市街化を抑制すべき区域とする。」とはっきり定義づけられており、これによって日本国内にも本格的な市街化抑制制度が導入されたのである。これと同時に制度化された開発許可制度とあいまって、市街地のスプロール的拡大を抑制すると同時に、一定の基準(開発許可基準)に従った民間開発行為と面的計画的市街地形成事業(区画整理、新住宅市街地開発事業、公的団地的開発事業など)によって計画的新市街地形成を図ることが意図されたのである。

しかし、この1968年都市計画法の市街地形成計画化の 仕組には制度的にも極めて大きな欠陥があったし、その 指定・運用にあたっても大きな問題が生じ、市街地形成 を計画化する上で有効なものとなり得ていない。

まず、その制度上の問題点は宅地審議会第六次答申と 比較してみると自ずから明らかである(表一3)。宅審六 次答申は都市計画区域を「既成市街地」「市街化地域」 「市街化調整地域」「保存地域」の4種(審議過程では、 これに開発保留地域が加わって5種の時もあった)に地

宅地審議会第6次答申 1967			lme A	1968年都市計画法					
地 域 名	規制内容	地 域 0	D 概	念	区	域	名	規制内容	
既成市街地	個別開発行為も認める	<ul><li>連担市街地</li><li>これと接続し現に市街化しつつあり 10年以内に同様になる見込</li></ul>			- 市街化区域		;	個別建築行為も	
市街化地域	計画的かつ一定規 模以上の開発のみ 認める	・将来一定期間に 市街化の可能性	的に市	]かつ積極 i街化をは さ地域	1111日11日区域 章		認める		
市街化調整地域	当面原則的に開発 禁止	あり		が がき地域	- 市街化調整区域		反場	計画的一定規模以上の開発は認	
保存地域	開発禁止,土地売 買制限	<ul><li>種々の条件から市街化をさせるべきでない地域</li></ul>		111万円開発区域 以め		以上の研究は認めることがある			

表一3 宅地審議会第6次答申と1968年法の比較

域区分すべきことを述べていたのを、法制化に当って2 区分に単純化してしまったのである。しかも、1968年都市計画法の市街化区域は宅審六次答申の地域概念では既成市街地と市街化地域を含みながら、規制方法としては六次答申の既成市街地と同じに個別建築行為も容認するというゆるやかさであったし、1968法の市街化調整区域は六次答申の保存地域を含みながら、大規模な市街地の計画的開発は例外的に許容するという市街化調整地域の規制方法が適用されることになった。

このことによって区域区分の決定過程およびその後の 市街地形成に次のような事態を生ずることとなったので ある。①市街化調整区域が、一定期間に市街化の可能性 はあるが当面は市街化の抑制をはかる区域と市街化され るべきでない区域を含んだため、指定に当って永久的市 街化抑制になるのではないかと不安を感じた土地所有者 • 農民が, 調整区域指定に拒絶反応を示し, 市街化区域 が大きめに決った(石田, 1973 a)。 ②市街 化調整区域 では、指定後、例外的な開発許可(一定規模以上の計画 的開発、農家の二三男の住宅、生活必需品店舗等)によ って相当量の開発行為・建築行為がみられる(本稿, 1 章;地域社会計画センター, 1978;池田, 1978 a) ③市 街化区域は新しく計画的市街化をはかるべき未市街化地 域を相当広く含むことになったにもかかわらず、個別建 築行為が、建築基準法の要件を満しさえすれば認められ るので、市街化区域内スプロールともいうべき現象が准 行した。④市街化区域内では 0.1ha 以上の開発行為は開 発許可を必要とし、一定の水準を要求されるため、0.1 ha未満のいわゆるミニ開発が増大した。⑤宅審六次答申 では市街化地域では公共団体の負担において幹線的公共 施設の整備をおこなうという原則、逆にいえば、その可能性にあわせて市街化地域の規模を考えるという考えが示されていたが、これがあいまいにされ、市街化区域の公共施設の整備は著るしく立遅れてしまった。

### 3-3 今後の市街化抑制制度のあり方

前項で述べたように, 現在の区域区分の問題点からみ て、今後、市街化抑制制度を改善してゆく基本的方向は ①市街地形成が計画的かつ一定の水準で行なわれる保証 のない場合には開発行為は許容されるべきではない事、 ②個別建築行為は、市街地としての基盤整備がととのっ た地区で、かつ一定の水準以上のもののみが許容される べきである、ということであろう。このためには、現在 の市街化区域の中で、市街地としての基盤整備が整って いるとみなし得る地域、および一定規模以上の計画的開 発行為を行ならべき未市街化地域を区分することが必要 であろう。前者は、後に述べる街区環境、建築敷地、建 築の適切な規制の存在を前提に個別建築を許容する地域 と考えられる。後者は、宅審第六次答申の市街化地域に 相当する概念の地域と考えられ、市街地としての基盤整 備をともなう計画的面的開発行為のみが許容されるべき であろう。

しかし、問題は前に1章でみたように、市街化区域のかなりの範囲にスプロール的開発がひろがり、D. I.D 区域の一部を含めて「既スプロール地域」とでも言うべき、人口密度は高いが宅地率は高くない市街化状況を呈していることである。これらの地域では、未市街化地は数へクタールあるいはそれ以下の小単位で分散存在しており、当面これらの土地の無計画なビルトアップを抑制

現行区分	カテゴリー区分	地域の性格規定	計画化の手法		
市街化区域	連担既成市街地	基盤整備の有無にかかわらず, 宅 地率が一定以上の地域	保全・修復・再開発		
	基盤整備済地域	街路,公園,下水道,公益施設等 整備済の非連担市街地 区画整理済地区,開発許可済地区	一定水準以上で基盤整備の計画条 件に適合する個別建築行為は容認		
	既スプロール地域	基盤整備がなく、宅地率が一定以 下の地域	地域地区型市街化抑制制度をモザイク状指定 地区詳細計画的規制の下で市街化 容認		
	未市街化地域 (計画的市街化地域)	基盤整備がなく, ほとんど都市的 土地利用を含まない地域	区域区分型市街化抑制制度 面的整備をおこなった後に基盤整 備済地域へ		

表-4 市街化区域の再区分と計画化の手法

するとともに、全体として、市街地としての基盤整備を 進める手法を開発しなければならない。市街化抑制制度 としては既スプロール地域には地域地区型の、未市街化 地域には区域区分型の制度を考える必要がある。

以上を簡単にまとめると表一4の様になろう。

## 4 新市街地形成における基盤整備の手法

### 4-1 新市街地における基盤整備の状況

新市街地形成における居住地基盤整備の手法としては、①公的計画的団地開発にともなう基盤整備、②新住宅市街地開発事業、③開発許可制にかかる民間宅地開発事業による基盤整備、④新都市基盤整備事業、⑤住宅街区整備事業、⑥土地区画整理事業(特定土地区画整理事業を含む)などがあげられる。しかし、この中で最も重要なものが土地区画整理事業であったし、又、今後も中心的手法であろう。表一5は全国の市街化区域における面的整備の中で土地区画整理事業のしめる比率を見たものであるが、既成市街地においては面的整備済または施行中の区域の69.3%が区画整理事業によるものであり、新市街地(市街化区域のD.I.D外)においても整備済または施行中の区域の67.9%、整備計画中の区域の66.3%が土地区画整理事業により整備されるものとされている。

表-5 全国の市街化区域における面的整備と 土地区画整理の割合(建設省都市局資 料による)

	整備状況	全 体	区画整理によるも の( )内は全体 に占める比率		
既成市街地 (D. I. D) 8,300k <sup>2</sup> / <sub>4</sub>	面的整備済 "整備中	2, 357km² 263	1,592km (67.5%) 224 (85.1%)		
	小 計	2,620	1,816 (69.3%)		
新市街地 D. I. D外	面的整備済 ″整備中	337 866	140 (43.3%) 556 (64.2%)		
6, 800km	小 計	1, 203	696 (57.9%)		
	整備計画中	3, 257	2, 160 (66.3%)		

これに対して1968年都市計画法で導入された開発許可制度の適用を受けて整備された市街地面積は,全国の市街化区域内で308.2 kmで,市街化区域面積の2.5%にすぎない。大都市圏のみで見ても同様で,113.7 kmで市街化区域面積の2.8%にとどまっている。

このように,新市街地形成にあたっての基盤整備の中で区画整理の比率は大きいが,それでもD. I. D面積に対する区画整理済 および 施行中の 面積比率は 21.9%,

D. I. D外の新市街地に対しては 僅か 10.2% にす ぎない。しかも、その新規着手状況は、1973年頃の件数にして $320\sim340$ 件、面積にして $9,000\sim12,000$  たまっクに次第に減少し、件数で200 件を割り、地区面積で5,000 ha程度にまでなって来ており、区画整理の行ないにくい状況が次第に生れて来ている。

# 4-2 市街地形成手法としての区画整理の発展

1900年以前においても、都市計画の手法として「区画 整理」は存在していたが、それは道路等公共施設の建設 にともなう建築敷地造成型のものであった。新市街地形 成にあたって 基盤整備手法 として 行なわれる 区画整理 は、耕地の区画整理に起源をもっている。小栗(1935)によ れば、耕地の区画整理は1870年代のはじめから静岡県や 石川県でおこなわれていたが、1897年に「土地区画改良 ニ係ル件」として制度化されるに及んで急速に拡大した という。宅地化を目的とする土地区画改良がおこなわれ たのは19世紀末頃、大阪市西区九条が最初であったとさ れている。(建築学会, 1972:1004)。農地の土地改良に 関しては1899年耕地整理法が制定されて、前記「土地区 画改良ニ係ル件」は 「土地区画改良ニ 係ル 地価ノ件」 と名称を変えて存続されたが、1909年耕地整理法の全文 改正に当って廃止された。小栗 (1935) によれば、宅地 化を目的とする土地区画改良は、1899年耕地整理法によ らず、1897年法によって行なわれて来たが、1909年耕地 整理法制定、1897年法廃止により、宅地化目的のもの も耕地整理法により行な われる ように なったと してい るが、1897年法の性格については異論もある(岩見、 1978:16)

ともかく、宅地化を目的とする土地区画改良は、1900 年頃からはじまり、1909年耕地整理法の制定頃から大都 市の郊外発展とともに急速に一般化したものといわれる (建築学会, 1972)。1919年都市計画法は, 第12条で土地区 画整理について「都市計画区域内ニ於ケル土地ニ付テハ 其ノ宅地トシテノ利用ヲ増進スル為土地区画整理ヲ施行 スルコトヲ得. 前項ノ土地区画整理ニ関シテハ本法ニ別 段ノ定メアル場合ヲ除クノ外耕地整理法ヲ準用ス」との 規定を設け、宅地化目的の区画整理は都市計画法にもと づき行なうことにしたのである。しかし、その仕組のほ とんどは耕地整理法に依存しており、建物ある宅地を土 地区画整理施行地区に編入する規定(旧都市計画法15条 2項)さえ1931年までは「別段ノ定メ」はなかったのであ る。このことからもわかるように1919年都市計画法で規 定された土地区画整理はいまだ建築物のほとんどない地 域における新市街地形成のための区画整理を主として想 定していたものであって,建物が密集した地区で,公共施 設整備を目的とした区画整理は考えられていなかったも のといって良い。都市計画法制定後間もなくおこった関 東大震災の復興都市計画にあたって、主として区画整理 の既成市街地への適用のために特別都市計画法(1923)が 制定されたのもこの為である。都市計画法に宅地化のた めの土地区画整理が規定されたにもかかわらず、宅地化 を目的とする農地の区画改良が依然として耕地整理法に よる耕地整理として行なわれるという状況が続き、1930 年までに設計認可を受けた区画整理が, 202件, 10, 120ha にとどまったのに対して, 都市計画区域内で市街地形成 を目的として行なわれた耕地整理は、同じく1930年末で 544地区, 33,137haにおよんだ (小栗, 1935:15~21, 250)。1931年に耕地整理法が改正され、市域内で大臣の 指定した区域内における土地の耕地整理区域への編入を 制限したのはこの様な実状に対処したものである。1930 年以後、宅地化目的の土地区画整理は急速に拡大し、東 京でも1941年までは年間300ha以上の設計認可がおこな われ,区画整理の全盛時代を現出したが1941年以後は, 戦争の激化により新たな設計認可はほとんどおこなわれ なかった。これは全国について見ても一部の軍需工業都 市等を除けば同様であった (石田, 1960:135~137;岩 見, 1978:78)。 戦後, 1954年の土地区画整理法の成立 までは戦災復興区画整理は全国的におこなわれたが、郊 外地の宅地化目的の区画整理は戦前認可になった事業の 継続以外はほとんど行なわれなかった。東京についてみ ても、戦後1954年までに設計認可され たものは 3 件 117 ha, 逆に戦前認可されていたものが農地法により施行不 能になったものが5件177haにのぼる(石田、1960:136)。

1954年土地区画整理法が単独法として成立したが、市 街地形成のための区画整理が急に増加することもなく, 大体1968年位までは設計認可件数は横ばいないし微増に とどまっている。この時期で郊外地区画整理にとって重 要なことは,1955年住宅公団法成立にともなう,公団施 行区画整理の導入である。これは、住宅公団が施行地区 の土地の一定部分(当初は25%, 現在は40%が目途とい われる)を買収し、地主となると同時に事業施行者とも なり区画整理と公団住宅団地建設により住宅地開発を行 なう方式である。組合施行の場合、保留地売却までの事 業資金の確保の問題,事業を進める為の技術蓄積の問題 があるが、公団施行ではこれらを公団が受けもち、また 建設された公団住宅が核となって市街地形成も促進され ると考えられていた。住宅公団施行区画整理は1973年度 末までに住宅用地開発地区のみで105地区, 15,696haが着 手された(住宅公団、1975)。 これは大都市圏の区画整 理事業に対する比率では10%に満 たない 量でしか ない が、事業計画の質、事業方法の点でその後の宅地開発型 区画整理に与えた影響は少くない。民間住宅・宅地業者 が用地を先買いし、あるいは保留地を引受ける形で組合 施行区画整理に関与する事例が増加していることはその あらわれと見なされるし、特に東急田園都市線沿線にみ られる 民間ディベロパーに よる いわゆる 「一括代行方式」は、 公団施行区画整理の 発想に 極めて 近いものと いえよう。

1968年都市計画法施行以後,郊外地における市街化条件整備のための区画整理は再び急激に増加してきている。

# 4-3 市街地形成の基盤整備手法としての区画整理の問題点とその改善の方向

土地区画整理は新市街地形成における基盤整備の手法 として最も主要なものであったし、また今後とも当面そ うであるものと考えられる。しかし、この手法にも多く の問題点があることが指摘されている (石田・前田, 1976; 巽研, 1976; 区画整理課, 1977 b;波多野, 1978 b)。 その主なものを列挙してみよう。①郊外地区画整理では 公共施設管理者負担金の制度と若干の補助金はあるもの の, 幹線街路, 補助幹線街路なども含めて公共施設用地 および事業費は主として減歩という形で権利者負担によ って生みだされている。地価が安く、騰貴の傾向が顕著 である場合には、減歩による地積の減少は地価上昇によ ってカバーされるという論理が正当性を持っているよう に考えられていた。しかし地価の高値安定化,工事費の 高騰により、減歩に対する不満が高まって来ている。特 に、市街化区域では、一方で基盤整備なしのスプロール 状の市街化も容認されているため区画整理は損だという 印象を強く与えている。②都市周辺では土地権利者の多 くは農民である。土地区画整理手法は他の基盤整備手法 に比較して土地所有者・農民に与えるインパクトは激し くはないといえるが、減歩による地積の減少、表土の喪 失、水利の破壊などの物理的影響の他に社会経済的な要 素も含めて農業への影響は大きい。このことから農業に 意欲を持ち、あるいは当面農業に依存せざるを得ない層 から抵抗がある。③土地区画整理は一定の公共施設の整 備と土地の区画形質の変更をおこなうだけであって、区 画整理区域内の土地における建築活動については土地権 利者が都市計画的規制の範囲内で自由におこない、ある いは行なわないことが出来る。 そのため 市街化の「遅 れ」および市街化形態・密度の計画からの「ズレ」が起 って来る。特に最近は、劣悪建売住宅、中高層共同住宅 などの出現により計画からの「ズレ」が大幅になって来 ている。 ④土地区画整理には権利者の意向の調整、土地 評価、事業計画、換地計画などに複雑なプロセスが必要 であり、長期間の計画期間を要し、一定の技術的蓄積が 求められる。したがって現在の技術、経験の制約から事 業量を急速に伸ばすことは困難である。また都市別にみ ると土地区画整理が広汎に行なわれている都市とほとん ど行なわれない都市の差が大きく、全国の都市計画法適 用市町村の3分の2は全く区画整理をやったことがない

(都市計画年報等)。これも地方自治体および地域の技術的・経験的蓄積の差による。

これらの問題点に関する改善の方向の多くは今後の研 究にまつところが大きいが、既に示されている幾つかの 点について述べておこう。①区画整理における公共施設 整備費用負担の原則の再検討。幹線的施設の用地費・整 備費用は公共負担とする原則を確立するとともに、土地 区画整理区域外(特にスプロール地域)における公共施 設整備費用の負担原則、開発利益の帰属の適正化をはか ること。②骨格的区画整理あるいは二段階的におこなう 区画整理の手法の確立をはかること(石田・前田,1976; 波多野, 1978 a)。区画整理を必要 とする 範囲すべてに わたって、すみやかに行なうためには、幹線・補助幹線 街路、主要公園、主要地域施設のみを整備対象とし、大 街区を形成する区画整理手法と, その大街区内の市街化 を漸次計画的に誘導する手法とを開発する必要がある。 古くは小栗(1935:527~529)が「当分字地化せざる部 分の整理方法」として、段階的に実現してゆく土地整理 方法を提案しているが、二段階的におこなう区画整理の 二段階目に相当する方法と考えられる。③将来土地利用 想定にもとづく選択的集約換地の手法の検討を深める必 要がある。1975年大都市地域における住宅地等の供給の 促進に関する特別措置法により特定土地区画整理事業が 制度化され、集合農地区、共同住宅区 などの 将来土地 利用にもとづく 選択的集約換地が 可能 になった。 しか し、この制度以前にも幾つかの先導的試行がある。例え ば集合農地区としては、約4 haの大街区に農地を集約換 した名古屋市周辺の豊明町沓掛地区の例(区画整理課, 1977: 138~139), 13 戸の 農家が 約 4.4 ha の 農地を作 付計画をつくり集約換地した 藤沢市北 部第二 地区の 例 (区画通信編集部,1977) などがあるし、共同住宅区に 関しては保留地の操作で、RC共同住宅経営希望者の土 地を団地化した君津農協指導の地区の例などがある。ま た住宅公団港北ニュータウンの「特別の用地」に関する 「申出換地」方式は,位置・土地利用形態・標準宅地規 模・想定減歩率を示して、土地所有権利者からセンター 用地,アパート・マンション用地,工場・倉庫・資材置場 用地、集合農業用地への換地を希望するものを募り、こ れにもとづいて換地計画を策定するやり方である。この ように将来の土地利用が明確に区分され、さらに建築地 化の時期区分にしたがって換地出来るならば、公共施設 の整備水準・整備プログラムを明確化出来, 区画整理に よる市街地形成の計画化の上で意義が大きい。④区画整 理済地区の建築地化の際に用途・形態・密度等を規定す るための手法として、 建築協定・地区詳細計画などの、 建築・建築敷地・街区環境をコントロールする手法を適 用する必要がある。千葉市みつわ台地区は土地区画整理 事業と建築協定の統一的実施を考えた例であるが実現し

なかった(都市計画設計研究所, 1978:119~120)。

### 4 「建築線区画整理」手法とその今日的意味

1919年市街地建築物法に「建築線」の制度がつくられ た。建築線制度の歴史については、日笠・日端(1978)の すぐれた研究があるが、ここでは新市街地形成との関連 でその今日的意味を考えてみる。建築線制度は明らかに 当時既にプロシャ等において実施されていた建築線制度 を日本に導入したものであった。市街地建築物法7条で は,原則として道路(当時は幅員2.7m以上のもの)の境界 線をもって建築線とすること,同法8条で建築敷地は建 築線に接することが必要であると規定した。このことに よって2.7m 以上の道路がない場合には、区画整理を行 なうか私道を建設して、建築線としての指定(申請によ る指定建築線)を受けるのでなければ建築が出来なくな り, いわゆる郊外地統制の上で一定の効果を持った。さ らに「積極的指定建築線」と称して、未市街化区域の一 定区域又は市街地火災の焼失跡地等に対し、警察権限に より建築線網の指定を行ない市街化あるいは復興を秩序 化することがおこなわれている。1937年には内務省都市 計画課より各県知事あて「建築線指定基準」なる通牒が 出され、その中で「道路ノ 疎ナル 未建築 地ニ於ケル 場 合」「耕地整理ヲ施行シタル地区其ノ他相当ノ道路ノ開 設アル場合」等のケースに分類し、基準を示している。 この基準は(特に前者の場合)街区の辺長, 画地の奥行 • 間口、指定建築線幅員等を示し、土地区画整理に準ず る規定であった(「建築線指定ニ関スル件」都市公論20巻 8号, 1937)。この様な「一団ニ亘ル」 積極的指定建築 線がどれ位行なわれていたかは池口(1940a)による と, 警視庁管内で1936年1月から1940年5月までの間に 40件, 建築線間面積(道路面積に該当する)29.2ha, 地区面 積にして約264.4haにのぼっており、 そのうち 郊外開発 は12件, 地区面積で178.7haにのぼった。 なお, ほぼ同 じ時期(1936年1月~1940年6月)に新市域および市郡 部で6,713件の申請による指定建築線があったが、平均 延長が63.4m, 平均幅員3.93m, 程度であり, 件数は多 いが市街化基盤整備というよりスプロール的な小規模開 発であったと思われる。積極的指定建築線の手法は池口 (1940a) によれば、郊外新開発地に於ける指定のやり 方として①一般の場合,②区画整理助成の為の指定,③ 区画整理又は一団の分譲地と近隣とを有機的に連絡せん とする場合,の3つがあったという。一般の場合とは 「土地の発展の徴候の著るしい個所」について「警視庁 にて計画を樹て地主会を開いて建築線指定の意義及当該 計画を詳細説明し、多少其の意見も参酌して計画を確定 的に為し、承諾書を得た上で」指定告示をするという方 法によっていた。しかし、耕地整理済あるいは新田開発 地区などのように比較的土地筆界が整然としている場合

はともかく、一般の地区の場合「建築線ノ位置ハ在来ノ 道路、通路又ハ筆地境界線ヲ基準トスル」(前記「建築線 指定標準」)と屈曲した指定にならざるを得ない場合が多 かったと思われ(中村, 1938), 結局「局地的ニ土地ノ 交換分合其ノ他機宜ノ方途ヲ併セ講ズル」必要を生じた であろう。道路整理組合を設立して、この様な事業を行 なった例が報告されているが (伊東. 1932), ここまで来 ると区画整理へ極めて接近した事業といえる。区画整理 助成のための建築線指定は、次のように行なわれた(池 口, 1940 a)。 ①区画整理が認可された場合は、 ⑦其の 設計の道路は指定建築線に準ずるものとして扱う, ①建 築線指定願が出た場合は整理組合と協議せしめる。②区 画整理の見込ある地区では、⑦建築線を極力設定しない 様にする(建築線非設定主義)。 ①組合設立の機運が進め ば組合設立認可前でも,設計通りの建築線以外は指定し ない。⑦区画整理実施の見込が立たなくなった時は、集 団的建築線指定計画に転化する。

要するに、積極的建築線指定は、一般の場合にも区画 整理設計標準に準ずる指定標準を持ち、一部土地の交換 分合を含み、「建築線区画整理」とも呼ぶべき性格を持っていたし、区画整理助成の場合には区画整理組合設立 へ追い込む役割も果していた。この制度は、戦前の強力 な警察権を背景におこなわれたものであったことを忘れ ることは出来ないが、制度としては今日からみても興味 深いものがある。

戦後1950年に市街地建築物法が廃止になり建築基準法が制定された時に,積極的建築線指定の制度は廃止され申請による指定建築線にあたる「道路位置指定」の制度(建築基準法42条1項5号)と法定建築線にあたる規定(建築基準法44条,43条,42条2・3項)がひきつがれた。しかし,区画整理による基盤整備が遅れ,あるいは実施困難な状況のもとで道路位置指定による小規模住宅地開発,いわゆるミニ乱開発が進む中で建築線制度(特に積極的指定建築線制度)の今日的意味を再評価する見解があらわれて来るのは或意味では当然の動きといえよう。

大阪府における「大阪府細街路等整備事業助成制度」(1967~)は市町村がスプロール地区において細街路のマスタープランをつくり,道路位置指定の最小限幅員4mより広い道路幅員の指定をおこない,その余分の用地を買い上げる場合の助成制度であり一般地域の積極的指定建築線に近い制度である。又,浦和市が1973年から道路位置指定を原則として行なわない方針をとり,1972年には347件もあった道路位置指定を1974年以後30件前後に減少させたのは,基盤整備の有無と行政指導の内容を結びつけるという様な明確な方針にもとづくやり方はとっていないが,戦前における区画整理へ追い込むための建築線非設定主義と通ずる行き方といえよう。勝田市

(茨城県)は、区画整理予定地区について地区整備計画 (土地区画整理の予定設計)を策定し、この区域で、開 発行為(0.3ha以上のみを対象とする)が出て来た時は 地区整備計画に適合させる様行政指導しているが、これ は区画整理組合設立認可以前でも区画整理設計通りの建 築線以外指定しないという区画整理助成の為の建築線指 定方式とほぼ同じ行き方である。このような先進的試み に加えて、耕地整理等一定の基盤整備が行なわれ、ある いは土地区画・街路バターンが比較的整形である場合の 簡易区画整理手法として、或いは二段階的に行なう区画 整理の第二段階の手法として「建築線区画整理」(建築 線指定に土地境界整理・交換分合を含む)の制度化を検 討する必要がある(都市計画設計研究所1978:63~72; 波多野1978 a)。

### 4-5 開発許可制と居住地基盤整備の問題点

開発許可制は1968年都市計画法により制度化された市 街地形成の規制手法の一つである。

日本における開発許可制は、イギリスの開発許可制と 比較すると開発行為の定義と許可対象の限定の2点で大 きな相違がある。日本においては開発行為の定義は都市 計画法4条11項で「主として建築物の建築又は特定工作 物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変 更」とされている。イギリスの場合は、ほとんど全ての 建築行為, 土木工事, 鉱山活動等が開発行為となり, 建 物または土地の利用の実質的な変更も 開発行為に 含ま れ、日本の 場合よりはるかに 広範囲で あり、 開発許可 なしに行いうる、あるいは一般開発令による「許される 開発」として認められる行為は極めて限定されていて、 計画許可なしに実質的な土地利用の変更は行なえない仕 組になっている(山口, 1970)。 宅地審議会第 六次答申 は明らかに開発行為の中に建築行為を含めて考えていた と見られるが、1968年都市計画法では開発行為を「宅地 造成」に近い概念として規定したのである。開発許可を 必要としない開発行為としてイギリスの都市農村計画法 で規定されているのは法制定前後の経過措置、土地利用 の再開に関する若干の場合の他にはなく, 許可申請なし に許可が与えられたことになる開発も政府の省の許可を 得た地方公共団体等の事業、一般開発令によるもの(住 字敷地内の小規模増改築、住宅を除く農林業用建物、環 境への影響の少ないものへの利用の変更等々) がある が、極めて限定されたものである。日本の場合、許可対 象外とされる開発行為は都市計画法29条に規定されてい るが、その中で最も問題になるのが 1号の「市街化区 域内において行なう開発行為で、その規模が政令で定め る規模未満であるもの」という規定である。市街地形成 の計画化という観点からすれば、小規模開発こそ問題で あり、1,000㎡ 以下であれば許可を必要としないという

規定(施行令19条)は、基盤整備が完了した連担既成市 街地ではともかく、未市街地を含む市街地化区域全体に ついて適用した場合はスプロール奨励策としての機能を もってしまう。

開発を許可する場合の許可基準は都市計画法33条およ びこれにもとづく政令・規則および地方自治体の定める 条令・指導要綱等で詳細に定められている。しかし、こ れらの文章化された許可基準に適合するということだけ で良好な市街地の一部を形成するとみなして良いであろ うか。別の言い方をすれば、個別に開発許可を受けた開 発行為が集積して形成された市街地が、全体として見た 場合,常に良好な市街地と言えるだろうか。開発行為相互 の計画内容のずれ、開発行為に含まれない部分の問題な ど、一定規模以上の開発行為の集積の場合でも非計画的 になる可能性が大きいが、開発規模が零細になれば開発 許可制自体は市街化の計画性を何等担保していないとい うこともおこり得るのである。開発許可対象規模を0.03 ha (施行令19条の例外規定) とした場合には、それが扱 う規模はスプロール状市街化の個別の「バラ建ち」と実質 的差異がなくなる。これらをその開発行為そのものの計 画内容に即して許可・不許可を判断しても形成される市 街地の水準を保証することにはならない。したがって許 可を受けた開発行為の集積が計画的市街化となる保証を 何等かの方法で用意しておかなければならない。これを 可能にする一つの方法は文章化された許可基準だけでな く,空間化された許可基準,即ち地区整備計画を持ち, これへの適合も合せて許可条件にすることであろう。イ ギリスの開発許可制運用の場合、担当官に認められた広 汎な裁量権がこの様に機能しているものと考えられる。 日本でも若干の自治体では、地区整備計画などの空間化 された許可基準によって, 個別開発行為が計画化された 市街地形成の一部となり得る様行政指導をおこなってい る。前にも示したように勝田市は最終的には区画整理に よって市街地形成の計画化をはかるという前提で、区画 整理の計画標準にしたがった地区整備計画を市街化区域 全域に関して策定し、開発行為のこれへの適合を指導し ている (都市計画設計研究所, 1978:7-63)。前橋市がお こなっている開発指導図 (2,500分の1) による行政指導 もほぼ同じ内容のものである。勝田市の場合,市街地全体 としての計画性は最終的には区画整理事業によって担保 することとしているが、開発行為(これは区画整理区域 から除外されることになっている)が増加した場合,残 余の土地における区画整理の困難性が問題となろう。

以上の点から、開発許可制度の改善の方向についてまとめてみると、①開発の定義の拡充。建築物の建築又は特定工作物の建設と関係のない土地利用の変更または土地の区画形質の変更、単なる建築行為、土地売買を目的とする土地の分筆などを開発行為に含めることを検討す

る。②許可対象規模の引下げと規模により開発許可制における扱いを変える。特に一定規模以下の開発行為は基盤整備が既におこなわれた区域で、その基盤整備の計画に適合する場合に限り認めることとする。③地区整備計画が定められている場合には、開発行為はこれに適合することが求められる。ただし一定規模以上の開発行為の場合は許可を受けた開発計画をもって地区整備計画にかえることが出来るものとする。④開発許可を受けた計画内容が妄りに変更されないように担保する制度の確立。例えば許可内容を建築協定などの住民・土地権利者の協定としてゆくことを義務づける。

# 5 街区環境,建築敷地,建築の質の規制手法

居住地基盤整備が行なわれることによって、新市街地 形成は一定の計画水準を確保することが出来るが、これ だけでは充分とはいえない。基盤整備自体が一定の街区 環境(建築・人口密度等)、建築敷地・建築の質(例え ば敷地規模、住戸形式など)を前提としているのである から、その様な前提が実現してゆくための規制・誘導が 行なわれなければ基盤整備がおこなわれたことの効果が 減殺されてしまうことは既にしばしば述べて来た。まし て基盤整備のおこなわれていない地域で街区環境、建築 敷地・建築の質が悪化することの影響は大きい。

現在の日本の都市・建築法規では、特定街区(建築基 準法60条),総合的設計(同法86条)などを除けば建築 敷地・建築形態等を空間的具体的かつ詳細に規定する方 法はない。また建築基準法は、申請にかかる建物敷地の 周辺がどの様な状況にあるかということを、若干の緩和 規定の場合を除きほとんど全く考慮しない。1977年施行 の改正で附加された日影規制も当該申請建物の敷地条件 からのみ判定出来るように規定されている。したがって 街区環境の様な建築敷地・建築物の集団に関しては何等 規定されていないといって良く、適法な個別の建築物・ 建築敷地が集積したものが適法な街区環境であるという 建前をとっている。しかし、個々の建築物・建築敷地を 規制するだけで適切な街区環境が保証されるためには建 築物・建築敷地の規制基準を極めて高くとらなければな らないだろう。日照環境の基準に関し、住居法的基準と 建築の自由的基準の2つの基準が考えられ,その中間は 建築群あるいは街区としての総合的計画によってはじめ て環境が守り得る範囲であるということを述べたことが あるが (石田, 1973 b), このような街区あるい は 地区 の総合的計画を配慮した規制が新市街地形成でも必要で ある。西独の地区詳細計画 (Bebauungs plan) は,建築 の用途・形態, 建築敷地, 敷地内の土地利用, 細街路の 形態・位置などについて詳細かつ空間的に規制すること が可能な制度として、日本でも注目され最近多くの研究 がおこなわれている(日笠・成田他,1977など)。しかし 日本の土地利用規制・建築規制についてのコンセンサス のレベルは、今ただちにこの様な制度を導入することが 可能な程の水準にはとても達していない。まず大切なこ とは、日本における建築、建築敷地、街区環境に関する 規定として、現在ある地域地区制、建築協定、その他の 制度について検討し、その発展の可能性について考え、 それを適用してゆく中でコンセンサスのレベルを高め、 地区詳細計画の様な制度の導入可能性についても検討し てゆくことであろう。

# 5-1 我国における地域地区別の発展と市街地形成の計画化への適用

日本の地域地区制の発達史については高見沢(1977), 日笠・日端(1978)などのすぐれた研究があるので、ここではそれらの論文でふれていない点として、戦前の日本の植民地における地域地区制度および1950年建築基準法制定前後の法改正論議などを若干おぎなって、全体としての流れを見ておくにとどめたい。

日本で用途地域制が制度化されたのは1919年市街地建 築物法によってであり、この法律は法の目的も用語の定 義もなく、いきなり第1条から第4条までを用途地域制 の規定にあてていて、この法制定に先だって、日本建築 学会が東京市の依頼を受けて策定した「東京市建築条例 案」が防火地区制はあるものの用途地域制はなく、ほと んど単体規定ばかりであったのとは 大きく相 違してい た。当時用途地域制を必要とした状況としては、主とし て工業の無統制な発展があったと思われる。このことは 大阪府における1880年代の工業立地制限に関する府令お よび「市区改正ノ計画ヲ請フノ建議」などからも伺われ る(高見沢, 1977)が、1911年頃の名古屋市市区改正調 査委員会へ阪本市長が送った意見書の中にも工業地・商 業地の立地計画の必要性にふれ、同委員会の検討項目の 中に「市内を商業地区、工業地区、住宅地区に分別する 要否を決定すること」があった(名古屋市建設局、1957) のも、名古屋の急速な工業化を背景とした動きであっ た。法制化された規制内容も、 用途規制は 工業に 着目 し、その業種・規模別の立地規制を地域制としておこな うものといって良い。形態規制も住居地域には面積地域 制として10分の6の建べい率制限と高度地区制として20 mの絶対高さ制限があった程度にすぎない。しかも指定 状況も法制定10年後の1930年の時点で都市計画法適用都 市の28%でしか用途地域制は指定されておらず、その内 容も、事実上建築用途規制がないといって良い程ゆるい 規制の工業地域および未指定地域が,大阪都市計画区域 でその55%,東京都市計画区域でも34%をしめていた。

1936年「満洲国」都邑計画法は第17条で「都邑計画区 域内ニ於テ住居地域,商業地域,工業地域ヲ指定スルコ

トヲ得」と国内の市街地建築物法第1条と同様な規定を設 けており、用途規制は市街地建築物法とほとんど同じで あったが、形態規制は施行規則16条で住居地域に対して は建ぺい率10分の4,のべ建築面積(容積)率10分の7以 内という厳しい制限を加えた。特に注目されるのは、施行 規則16条の但し書きで工業地域内(建ぺい率10分の6, のべ建築面積率10分の30以内)でも住居専用建物には住 居地域としての制限を加えたこと、施行規則17条で住居 地域外でも建築物の居室面積の総和は敷地面積の10分の 7を超えられないと規定していたことである(法文は「満 洲建築雑誌」18巻9号による)。これと同様の規定(住居 地域外にある住居の建ペい率制限の強化) は国内市街地 建築物法にもあったが法適用前に削除されたという(高 見沢, 1977: 159)。1938年に市街地建築物法が改正され、 空地地区制・専用地区制が 制度化 された。敷地内空地 の最小限度を決める制度は1931年の改正で設けられてい たが、余り使われなかった。1938年改正で設けられた 空地地区制は、おりから防空の強化という観点が都市計 画の中で重視される中で広汎に指定が行なわれたといわ れる (高見沢, 1977: 161)。しかし、空地地区の指定に より、既に過密化された既成市街地の防空性能が高まる ことが期待されたわけではなく、むしろ新市街地形成の 秩序化の有力手法として考えられていたといえよう。例 えば、都市計画東京地方委員会の高橋登一は、東京大都 市地域内の内環状空地帯(連担市街地を囲繞する位置に 設定される)と外環状空地帯の間を「建築地区」と称し 「健全な市街地を構成せしめることが肝要」な地区と考 え「予め土地区画整理、空地地区指定等の都市計画的措 置を構」ずるべきであるとのべている(高橋, 1943)。

1942年「満洲国」都邑計画法の地域地区制と建築形態 規制は戦前においては最も詳細なものであった(秀島、 1954 a; 同1954 b) と思われる。住居系地域制をとって も,基本地域制の住居地域に箇別地区,集合地区,特別 地区を重ねて指定することが出来,箇別地区は箇別住宅 (一戸建住宅) のみが許容され、特別地区が指定される と商工業建築はその区域内にしか建築出来ないなど、か なりの水準の純粋地域制を とって いた。 又, 形態規制 も、4割から36割の容積街区制を指定することが可能に なっており、空地に関しては市街区域は基本的に4割空 地(建ペい率6割)を全域にかけ、これに空地率5割な いし8割の空地街区制を重ねられるようになっていた。 さらに高さ制限として3種づつの最高限高度, 最低限高 度街区制をもつほか、住居地域における隣地境界線から の外壁後退距離 (2 m) の原則的全面適用, 最小限建築 敷地面積,建築線,並列線(壁面線に相当)などの規定 もそなえており、形態規制に関しても極めて水準の高い ものであった。

戦後,1950年に市街地建築物法が廃止され,建築基準

法が制定されたが地域地区制・形態規制に関してはほと んど変更は加えられなかったといって良い。しかし、そ の前後における検討の中では多くの新しい論点が出され ていた。一般的な意味での用途地域制純化論の他に大都 市・中都市・小都市別に用途地域制を変える案、新市街 地の地域制を既成市街地の現状維持目的の地域制から分 離して強化させようという議論などが出されていたとい われる。 特に 新市街地形成における 地域地区制の 機能 を, 既成市街地の地域地区制とは別のものとみなす考え 方は、その後現在に至るまで採用されてはいないが、問 題の本質をついた議論であった。この過程でまとめられ た地域地区制試案は幾つかあったようだが、これらを通 じての共通点は次のようなものだった(建築学会都市計 画委員会における 秀島氏資料による)。①都市計画区域 内の土地を市街区域と農林区域(又は農林業区域)の2 種に区分する。②用途地域は10~15種の純粋地域制とす る。③敷地の最小限度をきめる最小限宅地地区を設け る。④建ペい率、高さ制限等は地域制と結びつけて全面 的選択指定制をとる。

1970年建築基準法の地域地区制は8種の基本地域制, 建ペい率・容積率の全面的選択指定制,一種住居専用地域の10 m を除く絶対高さ制限の撤廃など,制度的にも従来の法制よりも緻密化された。また,住民の地域地区制に対する関心も日照権をめぐる住民運動などを通じて強化されており,都市計画法の住民参加規定を通じて地域地区指定替えにも一定程度反映した(高見沢・中林,1973)。

しかし、新市街地形成の計画化手法として 考えた場 合,現行地域地区制には(というより本来地域地区制に はというべきかもしれない)次の様な点で不充分な点が あり改善の必要がある。①新市街地形成を規制する地域 地区制と既成市街地に適用する地域地区制とを同一制度 によったため、既成市街地の水準の低さに影響されてよ り高い目標水準の規定をもり込み得なかった。例えば、 第一種住居専用地域は、一戸建住宅も共同住宅も一定の 併用住宅も共に可能な用途制限になっているが、新市街 地形成を考える場合には「一戸建専用住宅地域」という ような制限が必要であり、かつ可能であろう。②各地域 制ごとの建ぺい率・容積率の選択の幅が小さい。特に問 題とされたのは第二種住居専用地域で、建ペい率は10分 の6のみ,容積率は10分の20,30,40のいずれかという 規定になっていた。新市街地形成の場合、土地利用計画 上で将来土地利用の用途面の可能性を拡大しようとする と、同時に形態的にも大幅に緩和されてしまうことにな る (この点は 1977年 施行の改正で一おう改善された)。 ③最小限画地制度を採り入れなかったばかりか, 最小限 画地規制に一定程度効果があった「-30㎡」規定,即ち, 住居地域等の場合敷地面積から30㎡を差引いてから建べ

い率制限の数値をかけるいわゆる基礎控除方式のやり方 まで廃止されてしまった。この規定の廃止は、建ぺい率 違反が多いという理由から緩和措置として行なわれたも のとされているが (日笠・日端, 1978: 130-132) 新市 街地形成を含めてこの規制が適用されなくなった結果、 100㎡を下まわる様な過小画地規模の実現に道を開いた ことは疑いがない。 ④地域の実状, 住民の意向, 地方自 治体の行政能力などの状況に応じて、より多様な、より 緻密な地域地区制の運用が出来る可能性が充分に与えら れているとはいえない。条例、都市計画決定に制限内容 が委任されている 範囲とその 可能性に ついては 高見沢 (1977: 276~279) の検討があり, 或程度の可能性があ るとされている。また東京、横浜などの高度地区の都市 計画決定, 東京の建築安全条例, 横浜の建築条例など一 定の実績と効果をあげているものも少くない。しかし, 用途規制の細分純粋化、最小限画地制限、建ペい率・容 積率の規制強化については地方自治体の条例による運用 は困難であるとされている。又、特別用途地区は都市計 画法8条1項三号および同法施行令3条に規定された10 種に限られているが、地方自治体がその地域の実状に応 じた特別用途地区を導入する道も開かれていて良いので はないだろうか。

# 5-2 建築協定等の「協定方式」が市街地形成の計画化に対して持つ意義について

建築協定制度については高見沢 (1974) や、日笠他 (区画整理課,1977 a) の研究があり、その内容、実例 についてほぼ余すところなく検討されているので、ここでは新市街地形成の計画化に関して持つ意義と、その将来性について簡単にふれるに止めたい。

建築協定の成立事例は若干の例を除いて新市街地形成 に際しての事例であり、それも比較的質の高い一戸建住 宅用地分譲又は建売住宅の「協定付分譲方式」である。 したがって、建売住宅では建てられた時の建築形態を、 宅地分譲では想定された建築形態を保全する目的をもっ て設定されるが、購入者に建築協定の意義と必要性が充 分意識されているかどうか疑はしい。

しかし建築協定は、建築基準法の用途地域等の規制をこえて用途の細分純粋化を規定出来る唯一といえる制度(1961年に用途規制が追加された)であり、この意義は大きい。また最近は宅地の再分割禁止の規定をもつものも出て来ている。特に建築協定は、単に建設の過程だけでなく出来上った市街地の水準を保全するという効果を持つことは重要である。

協定方式には建築基準法にもとづく建築協定,都市緑地保全法による緑化協定など法律に裏づけられたものの他,いわゆる任意協定として「環境協定」「まちづくり協定」などの実例があるが(高見沢,1977:249~267)

さらに地方自治体と土地権利者等との間に将来の開発内容・方式についてとりかわす「開発協定」のようなものも考えられている(都市計画設計研究所, 1978: 126)。

協定方式に関する今後の検討課題としては、①建築協 定, 緑化協定の広汎な適用を可能にするための検討。例 えば宅地開発指導要綱、開発許可制の運用に当って建築 協定、緑化協定の設定を奨励し、場合によっては義務づ けること。開発許可を申請する場合は予定建築物の用途 を決めることになっているが、用途地域が決められてい る地域では実際に建築確認する場合は、用途地域制が規 準となる。したがって開発許可申請の条件を厳密に守ら せるには申請内容が担保されるような建築協定を義務づ けることが適切である。市街化区域の開発許可にも都市 計画法41条42条を適用すべきだという考え方もあるが、 当面, 建築協定の方が規制範囲が広くとれる可能性があ る。②区画整理と建築協定の連携を図ること。③図面化 した建築協定の試み。いままでの建築協定は、ほとんど の例で協定内容は文章化されており、例外的に併用住宅 を認める区画を図示した例があるという(高見沢、1977: 202)。しかし、協定内容をより即地的に厳密にするため に協定内容を図面化することが試みられて良い。特に単 一住戸形式, 単一用途, 単一形態規制ではなく, 位置, 前面道路、区画条件等に応じて規定に幅を持たせようと する場合には図面化した建築協定が 有用 で あろう。 ま た、この試みは西独地区詳細計画のような制度の導入の 先導的試行の性格を持つであろう。④地方自治体と土地 所有権者および土地所有権者相互の開発協定。一定規模 以上の土地を持ち、将来その土地を開発する可能性ある 地権者相互あるいは自治体を加えた開発協定を結ぶ方式 は、提案としては今までも示されたことがある。協定内 容としては建築協定、緑化協定に含まれうる内容の他に 道路位置指定,排水路等に関する図面化された協定,地 方自治体側の整備投資の計画などがあげられよう。開発 協定方式は基盤整備のない広い区域に対して行なわれる べき方式ではなく、一定の基盤整備ある区域例えば骨格 区画整理済の大街区のビルトアップ過程、相当市街化の 進んだ地域内の残存空閑地に対するものと考えられる。

#### 6 新市街地形成の計画化について

以上、新市街地の計画化の手法を3つに大別しその各々について、その手法的発展の経緯と、現在の制度化と運用の状況およびその改善の方向について述べて来た。これらの手法の全体的発展の段階を国内につきみれば、1919年の都市計画法及び市街地建築物法制定時の都市計画としての土地区画整理・用途地域制の制度化、建築敷地の条件としての建築線・接道義務の導入を第一の時期とし、1930年代の地方計画論の台頭にはじまる緑地

帯・農業地域制をめぐる論議,土地区画整理・「建築線区画整理」の広汎な実施,空地地区制の導入などを第2期,敗戦直後から建築基準法制定前後までの緑地地域制の導入と地域地区制の改訂をめぐる論議を第3期,1967年の宅地審議会第6次答申から1968年都市計画法制定と1970年建築基準法改正に至る期間を第4期と考えることが出来る。この4つの時期において新市街地形成の計画化に関する論議が特に進み,制度の検討・改訂がおこなわれた。この流れからすれば現在は,1968年都市計画法制定後10年を経て,新市街地形成の計画化に関する第5の集中的検討期となっている。したがって現在多くの研究者が様々な場で論議をし、提案をおこなっている時期であるが,この論文のまとめとしても1つの整理を試みてみよう。

新市街地形成の計画化に関しては、次の4つの原則をまず確認する必要がある。①計画のないところに開発なしの原則。②地域の実状(計画当局等の計画的能力を含む)に応じた計画化手法の採用。全国一律方式でなく、手法の選択的適用を考える。③開発規模に応じた開発規制方針の採用。④住宅政策も含めて新市街地形成の計画水準を従前の市街地形成より高く定め、実現する対策の確立。

以上につき若干敷衍すると、①計画のないところに開 発なしの原則の確立がないことは、いわば日本の都市計 画、とくに土地利用計画における根本的欠陥ともいえる 点である。土地所有には全面的、無制限な土地利用の自 由があって「計画」がこれに制限を加えているという立 場にたてば、計画のないところは、本来の無制限の土地 利用が認められることになってしまう。少くとも都市的 土地利用に関しては土地そのものに本来的にあらゆる利 用の可能性が備わっているのではなく、公共・公益施設 および他の土地利用との関係において或る利用の可能性 が生じて来ると考えるべきである。その意味で、新市街 地形成の計画化とは、計画によって土地利用と市街地形 成の可能性を計画的に附与することに他ならない。②地 域の実状に応じた計画化手法の適用に関してまず第1に 強調しなければならないのは、新市街地形成の計画化手 法と既成市街地の更新過程などの計画手法とははっきり 区別しなければならないことである。過去において多く の手法がこの区別をあいまいにすることで実効あるもの と成り得なかった。新市街地形成についても、居住地と しての基盤整備が 行なわれて いるか どうか で大別され る。基盤整備が行なわれて、なおかつ市街地化がおこな われていないのは主として区画整理地区に見られ、ここ ではビルトアップの計画化が課題となる。基盤整備が行 なわれていない地区には、かなり広い区域にわたる未市 街化区域と、既スプロール地域の数ha程度の空閑地の場 合とがある。いずれも、いかにしてまたいかなる負担で

公共・公益施設整備を 計画的に おこなうかが 課題で あ る。③開発規模に関しては、現在のように唯一つの基準 で開発許可対象と許可対象外に区分するのは適切ではな い。⑦一つの開発単位として、根幹的公益施設を含めて 計画的整備がおこなえる規模、 ①一定の規模以下で、地 域において整備される公共公益施設に依存せざるを得な い規模の開発、 例その中間的な規模の開発で、 適切な誘 導方法をとることによって良好な市街地形成の一部とな り得るもの、という段階にわけて考えることが適切であ ろう。④新市街地形成の計画化に当って高い水準を目指 すと常に批判として出て来るのが, 宅地又は住宅供給の 不活発化あるいは高価格化をまねくという点である。こ の点は,本来,土地・住宅政策の問題である。規模が小さ くても,質が低くても,過密でも遠隔地でも,高負担で も一戸建持家を獲得させさえすれば住宅問題が解決した とする政策は誤りである。都市問題に「つけ」をまわし て形式的に帳じりをあわせたに過ぎないし、 住要求も充 足されてはいない。少くとも新しい住宅・住宅地供給に 関しては住要求を満し得る水準のものにしなければなら ないし、 そのため 高価格になると すれば 住居形式の選 択,公的資金の導入で対処すべきであって質を下げて糊 途すべきではない。

さらに、これらをやや箇条書き的にまとめるならば① 一定規模以下の開発行為(建築行為も含む)は連担市街地 内又は, 区画整理等の基盤整備済の地域に限定し, 建築 • 建築敷地 • 街区環境について厳しい規制を適用する。 ②市街化区域内の未市街化地域(一定基準で他区域と区 域区分する、いわゆる二重線びき)では計画的大規模開 発行為のみを認め、面的に居住地基盤整備をおこなう。 面的整備を急速に行なう必要のある地域に関しては骨格 的区画整理による。その後の市街化過程の規制には建築 協定、開発協定などの「協定方式」、 建築基準法 の建築 • 建築敷地に関する規定の強化で対処する。③既スプロ - ル地域内の小規模未市街化地に対しては、当面市街化 を抑制し計画的ビルトアップをはかる地域地区を創設指 定し、地区の土地利用・市街地形成・公共施設整備等に 関する地区整備計画を樹て、これに適合する開発行為の みを許可することとする。開発許可条件は建築協定等に より将来にわたって担保できるようにする。以上のよう になるであろう。

#### おわりに

本稿では、新市街地形成にともなう開発費用とその負担の問題、良好に形成された市街地の計画水準の維持・管理・運営の問題については充分ふれなかった。この点は、都市研究センターの「大都市居住の諸問題」プロジェクトの多摩地区総合調査の中で、1978、1979の両年度

にわたって行なう調査で追求してみたいと思っている。 なお、本稿をまとめるに当って、建設省都市計画課等 の調査と関連して設けられた「新市街地整備計画調査委 員会」「同懇談会」および「都市計画中央審議会総合部 会総合的市街地整備分科会」における討議に参加したこ とにより有益な示唆が得られたことを感謝したい。

### 文献 一覧

伊東五郎

1932 「警視庁における 建築線指定の 状況」『建築雑 誌』46巻553号 pp. 55~66

1933 「警視庁に於ける建築線指定の状況」『都市公 論』16巻 6 号 pp. 99~102

池田孝之

1978 a 「都市周辺地域における土地利用変動の地域 的特質」『建築学会論文報告集』272号

1978 b 「市街地周辺地域における小規模住宅地開発の 集積による市街地形成の問題点と対応」『総合 都市研究』No. 4

池口 凌

1940 a 「東京に於ける最近の建築線指定傾向」全国都市問題会議(編)『本邦都市発達の動向と其の諸問題(下)』pp. 1 ~34.

1940 b 「建築行政に於ける土地関係の諸問題」全国都市問題会議(編)『本邦都市発達の動向と其の諸問題(下)』pp. 35~48

石田頼房

1958 「緑地地域における住宅建設」『建築学会論文 報告集』60号

1960 『大都市周辺地域における散落状市街化の規制 手法に関する研究』

1968 「大都市圏の発展と計画」都立大学都市研究会 (編)『都市構造と都市計画』東大出版会pp. 621

1973 a 「都市計画の決定過程と住民参加」日本行政学会(編)『政策決定と公共性』 勁草書房 pp. 174~214

1973 b 「日照確保の問題と自治体行政」『日本の科学 者』No. 68 pp. 2 ~ 6

1978「日本における市街化抑制のための地域制の発展 --1945年まで』都立大学都市計画研究室(編) 『都市計画と居住環境』pp. 181~202

石田頼房•前田尚美

1976 「住宅公団の宅地開発事業と宅地の市街化に関 する研究: 『住宅公団調査研究期報』No. 50

## 岩見良太郎

1978 『土地区画整理の研究』自治体研究社

小粟忠七

1935 『土地区画整理の歴史と法制』巌松堂書店

鎌倉市

1975 『居住環境についての調査報告書』

区画通信編集部

1977 「区画整理区域に農業団地」『区画通信』88号 区画整理課(律設省)

1977 a 『区画整理地区の計画的建築誘導』

1977 b 『土地区画整理事業施行地区における計画的な 市街化促進の方策に関する調査』

建築学会

1972 『沂代日本建築学発達史』丸善

沢田三郎

1977 「大都市周辺における小規模宅造の実態調査」 『住宅』26巻1号

高橋登一

1940 「大都市の疎開方策について」『都市問題』37 巻 1 号

高見沢邦郎

1974 「居住地環境の保全と建築協定」『都市計画学 会論文報告集』 9 号

1977 『既成住宅地の更新過程と居住環境保全のため の規制的計画手法に関する研究』

高見沢邦郎 • 中林一樹

1973 「地域地区指定替えと住環境の保全」『住宅』 22巻 8,9号

高見沢邦郎 • 中林一樹 • 池田孝之

1977 「既成住宅における建売住宅の実態について」 『住宅』26巻5号

巽研究室(京都大学)

1976 『住宅公団区画整理事業区域のビルトアップ過程に関する調査研究』

地域社会計画センター

1978 『農業集落土地利用動向調査モデル 調査 報告 書』 都市計画学会

1962 「大都市周辺地域の開発・規制に関する研究」 『都市計画』34・35号

都市計画設計研究所

1978 『新市街地整備と地区計画』

中村 綗

1938 「建築線指定の妙味」『都市公論』21巻7号 名古屋市建設局

1957 『名古屋都市計画史(上)』

日本住宅公団

1975 『住宅公団20年史』

波多野震男

1978 a 「二段階的区画整理論」都立大学都市計画研究 室(編)『都市計画と居住環境』pp. 131~140

1978 b 「土地区画整理による市街地形成の実態と今後 の方向! 『総合都市研究』 4 号

日笠端 • 成田頼明他

1977 『西ドイツの都市計画制度と運用』日本建築センター

日笠端•日端康雄•他

秀島 乾

1954 a 「新都邑計画法の立案について」『建築学会関東支部研梗概集』第16回

1954 b 「都邑計画基準の構成」『建築学会関東支部研 梗概集』第16回

村松紀明

1978 「進行する小規模開発」都立大学都市計画研究 室(編)『都市計画と居住環境』pp. 141~158

山口周三

1970『イギリスの都市計画』至誠堂

緑地地域研究会

1956 『緑地地域の設定基準に関する研究』